

鎌倉市議会

6月定例会議案集

(その1)

令和8年(2026年)



## 目 次

議案第 1 号	鎌倉市市税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分の承認について……………	5
議案第 2 号	市道路線の廃止について……………	8
議案第 3 号	業務委託契約の変更について……………	13
議案第 4 号	物件供給契約の締結について……………	16
議案第 5 号	鎌倉市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について……………	22
議案第 6 号	鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	25
議案第 7 号	鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	27
議案第 8 号	鎌倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	29
議案第 9 号	令和 8 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 1 号）……………	31
議案第 10 号	令和 8 年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	36
報告第 1 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	37
報告第 2 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	38
報告第 3 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	39
報告第 4 号	継続費の逡次繰越しについて……………	40
報告第 5 号	繰越明許費について……………	43
報告第 6 号	繰越明許費について……………	46
報告第 7 号	事故繰越しについて……………	48
報告第 8 号	事故繰越しについて……………	50
報告第 9 号	繰越額使用計画について……………	52



## 議案第 1 号

鎌倉市市税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等  
が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割  
の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
関する専決処分の承認について

次の鎌倉市市税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、令和8年(2026年)3月31日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年(2026年)6月3日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

鎌倉市市税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例

(市税条例の一部改正)

第1条 鎌倉市市税条例（平成27年12月条例第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「第50条の2」を「第50条」に改める。

第15条、第44条（見出しを含む。）、第45条（見出しを含む。）、第46条（見出しを含む。）及び第47条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第48条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項及び第2項中「第463条の19第1項」を「第452条第1項」に改める。

第49条第2項中「第443条第3項ただし書の規定によって種別割を課する」を「第443条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課する」に、「種別割を課される」を「軽自動車税を課される」に、「第443条第3項ただし書の規定によって種別割を課されない」を「第443条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課されない」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第50条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第50条の2を削る。

第63条第1項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

付則中第11項及び第12項を削る。

付則第13項の見出し中「の種別割」を削り、同項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日」に改め、「の種別割」を削り、同項を付則第11項とし、付則第14項中「の種別割」を削り、同項を付則第12項とし、付則第15項中「の種別割」を削り、同項を付則第13項とし、付則第16項中「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割」を「令和8年度分の軽自動車税」に改め、同項を付則第14項とする。

付則中第17項を削り、第18項を第15項とし、第19項から第22項までを3項ずつ繰り上げる。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部改正)

第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例（平成27年3月条例第43号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「の種別割」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鎌倉市市税条例の規定中軽自動車税に関する部分及び第2条の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

## 議案第 2 号

### 市道路線の廃止について

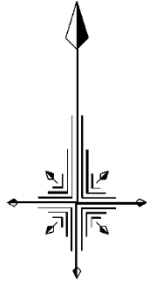
次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

令和 8 年（2026年） 6 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

#### 廃止市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番			
1	植木字 植谷戸	88番1	植木字 植谷戸	14番2	1.73～4.00	56.57	1
2	大 町 二丁目	919番口	大 町 二丁目	918番3	1.80～1.88	10.23	2



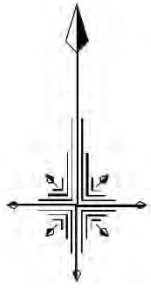
凡例  廃止箇所

# 案内図

図面番号 1

議案第 2 号の 1



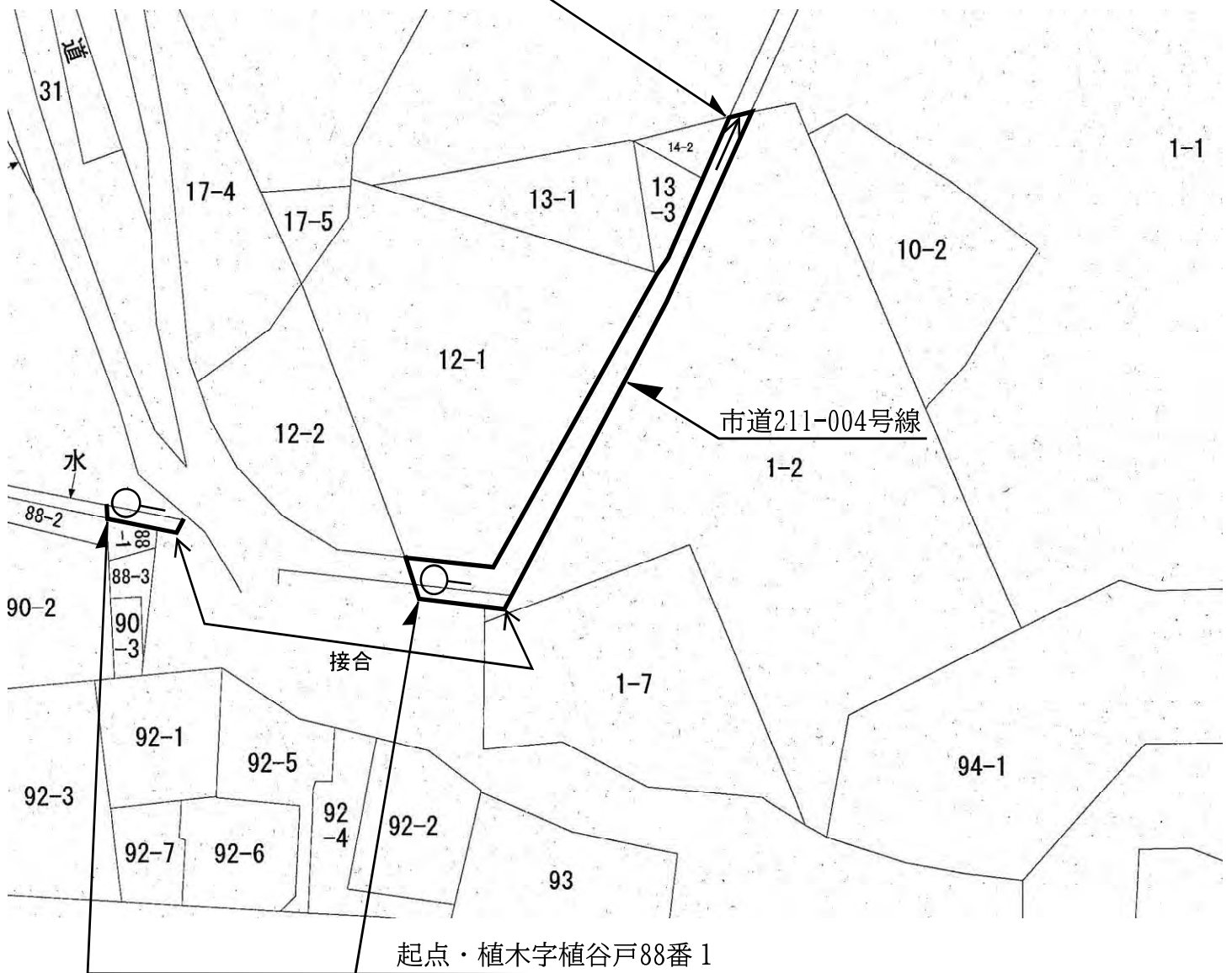


# 公図写

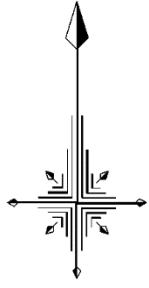
図面番号 1

議案第2号の1

終点・植木字植谷戸14番2



起点・植木字植谷戸88番1

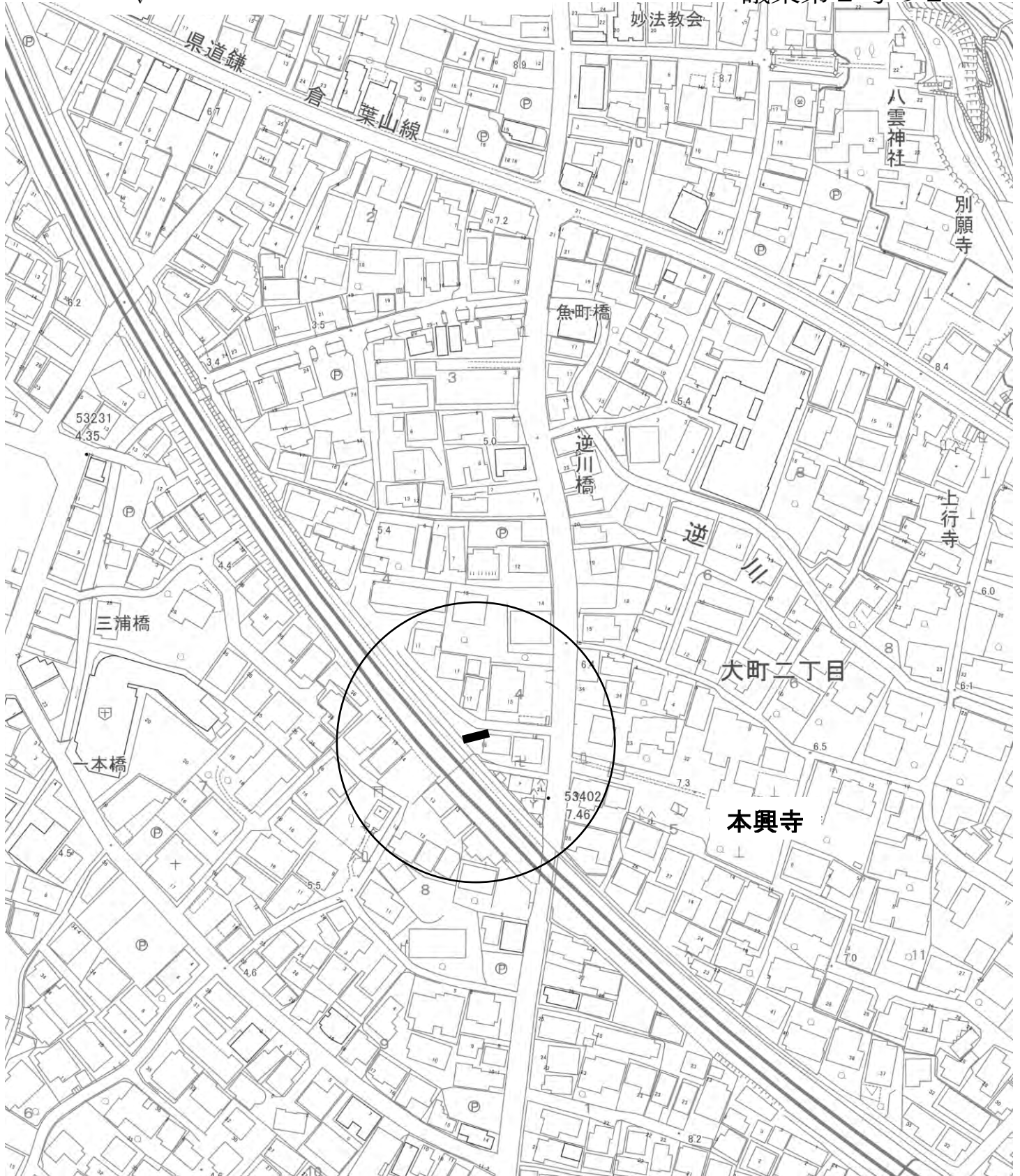


凡例  廃止箇所

# 案内図

図面番号 2

議案第2号の2

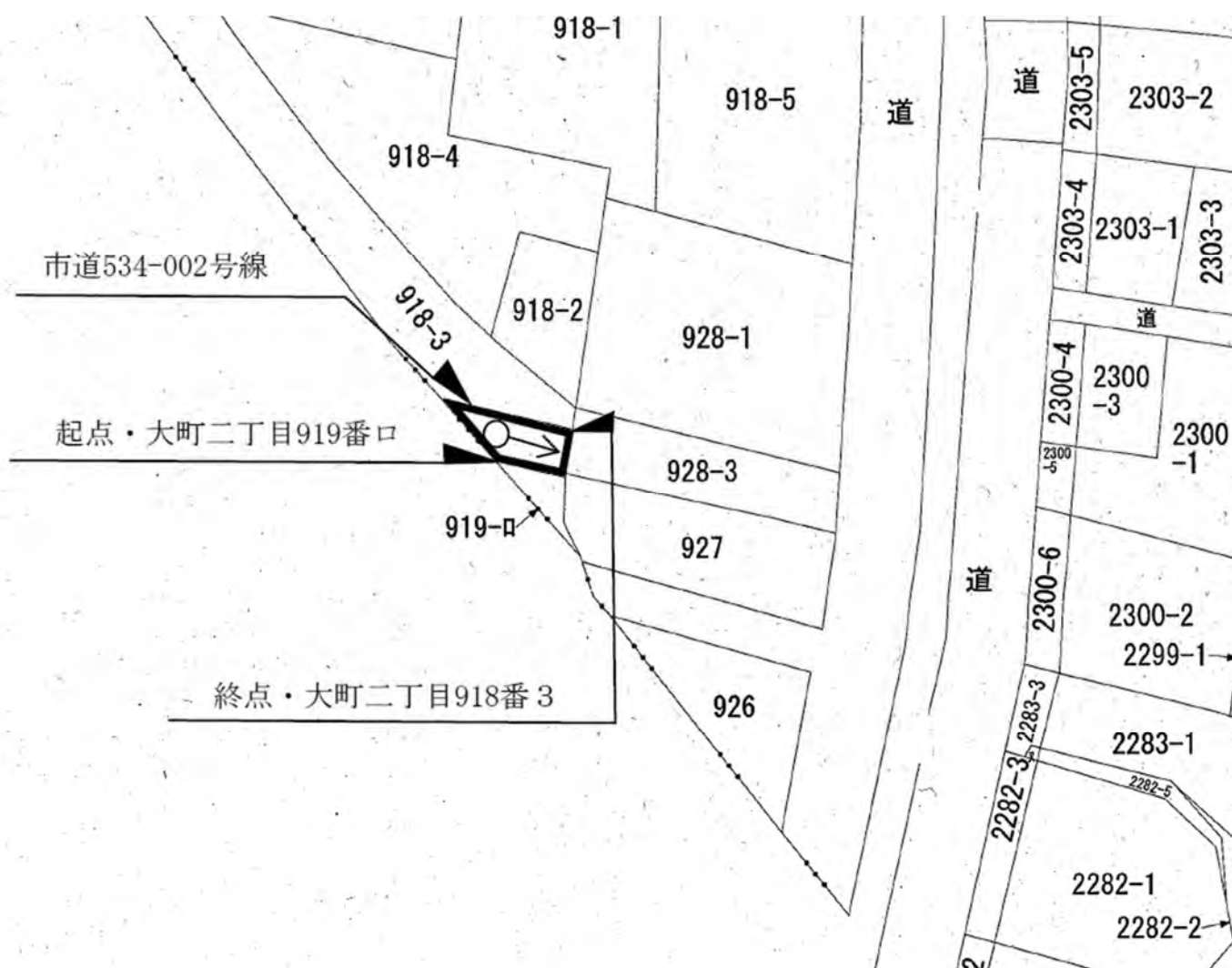




# 公図写

図面番号 2

議案第2号の2



## 議案第 3 号

### 業務委託契約の変更について

さきに、令和6年（2024年）12月定例会議案第60号をもって議決された鎌倉市名越中継施設整備業務について、次のとおり変更するものとする。

令和8年（2026年）6月3日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

#### 1 契約金額

(1) 当初の契約金額	5,478,000,000円
(2) 変更による増額分	176,110,000円
(3) 変更後の契約金額	5,654,110,000円

## 「参 考」

### 鎌倉市名越中継施設整備業務委託変更仮契約書（第2回）

鎌倉市（以下「発注者」という。）と新明和工業株式会社産機システム事業部環境システム本部営業部及び株式会社前田産業東京支店（以下、二名を「受注者」という。）は、発注者と受注者が令和6年（2024年）12月23日付け「鎌倉市名越中継施設整備業務委託契約書」のとおり締結し、令和7年（2025年）3月21日付の「鎌倉市名越中継施設整備業務委託変更契約書」で変更契約を締結した、「鎌倉市名越中継施設整備業務委託契約」（以下「原契約」という。）の変更について、「鎌倉市名越中継施設整備業務委託変更契約書（第2回）」のとおり仮契約を締結する。

（本契約の締結）

第1条 本契約は、鎌倉市議会で可決されたときは、別紙「鎌倉市名越中継施設整備業務委託変更契約書（第2回）」案のとおり締結するものとし、鎌倉市議会で否決されたときは、本契約は締結しないものとし、本契約は遡及的に無効となるものとする。

2 前項後段の場合において、市は、事業者に対し、損害賠償責任その他一切の法的責任を負わない。

本仮契約を証するため本書を電磁的に作成し、発注者及び受注者が合意を証する電磁的措置を執った上、双方保管するものとする。

令和8年(2026年)5月14日

発注者	住所	鎌倉市御成町 18 番 10 号
	氏名	鎌 倉 市
		市 長                      松 尾      崇

受注者	住所	東京都台東区上野七丁目 12 番 14 号
(代表企業)	氏名	新明和工業株式会社 産機システム事業部
		環境システム本部 営業部
		副本部長                      飯 島      二 郎

(構成企業)	住所	東京都港区海岸二丁目 6 番 30 号 MS ビル 3 階
	氏名	株式会社前田産業 東京支店
		東京支店長      前 田      進

## 鎌倉市名越中継施設整備業務委託変更契約書（第2回）

第1条 原契約前文第4項の「¥5,478,000,000-」をこれに¥176,110,000-を加算した金額である「¥5,654,110,000-」に、「¥498,000,000」をこれに¥16,010,000-を加算した金額である「¥514,010,000-」にそれぞれ変更する。

（継続費に係る契約の特則）

第2条 原契約書第41条第1項及び第2項を次のように改める。

第41条 継続費に係る契約において、各会計年度における契約金の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

令和6年度	0円
令和7年度	481,250,000円
令和8年度	517,550,000円
令和9年度	1,869,670,000円
令和10年度	2,785,640,000円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和6年度	0円
令和7年度	481,250,000円
令和8年度	517,550,000円
令和9年度	1,869,670,000円
令和10年度	2,785,640,000円

第3条 第1条及び第2条に定めるもののほかは、原契約書のとおりとする。

議案第 4 号

物件供給契約の締結について

本市は、消防救急デジタル無線活動波設備の購入について、一般競争入札の方法により、次のとおり物件供給契約を締結するものとする。

令和 8 年（2026年） 6 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- |   |         |                 |
|---|---------|-----------------|
| 1 | 物 件 名   | 消防救急デジタル無線活動波設備 |
| 2 | 契 約 数 量 | 1 式             |
| 3 | 契 約 金 額 | 351,780,000円    |
| 4 | 契 約 者   | 三峰無線株式会社西関東支店   |

## 物 件 供 給 仮 契 約 書

名 称	形状寸法	単位	数量	金 額(税抜)																									
物件 鎌倉市消防救急デジタル無線活動波設備	別紙仕様書のとおり	式	1	319, 800, 000 円																									
契 約 金 額	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>¥</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>百万</td> <td></td> <td></td> <td>千</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> </table> <p>(うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は、31,980,000 円)</p>									¥	3	5	1	7	8	0	0	0	0				百万			千			円
¥	3	5	1	7	8	0	0	0	0																				
			百万			千			円																				
納 入 期 限	令和9年(2027年)3月31日(水)																												
契 約 保 証 金	契約金額の100分の <input type="checkbox"/> 現 金 <input checked="" type="checkbox"/> 免 除 契約規則第5条第3号 該当 円 <input type="checkbox"/> 有価証券																												
納 入 場 所	別添仕様書のとおり																												
契約不適合責任期間	発注者に引き渡した日から起算して1年間																												
<p>この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り替わるものとします。</p> <p>この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に対し、契約期間の始期については、議決日からとします。</p> <p>ただし、受注者(共同企業体の場合はその構成員を含む。)が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。</p> <p>この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生した場合は、受注者は発注者に賠償請求できないものとします。</p>																													

上記の物件供給について鎌倉市を発注者とし、三峰無線株式会社西関東支店を受注者とし、次の条項により契約を締結する。

(目的)

第1条 発注者は、鎌倉市消防救急デジタル無線活動波設備の物件供給を受注者に依頼し、受注者はこれを納入する。

2 本契約は、物件供給を完成させ、鎌倉市消防救急デジタル無線活動波設備の納入を目的とする物件供給契約とする。

(物件供給内容)

第2条 物件供給の内容詳細は本契約書添付の仕様書に定めるとおりとする。

(著作権の帰属)

第3条 本契約による成果物に係る著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、成果物引渡しの時点で受注者から発注者に移転する。

2 受注者は、本契約の成果物について、発注者及び発注者が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しない。

(契約金の支払)

第4条 受注者は、物件供給完了後、第21条の完了検査等を受け、それに適合すると認められたときは、速やかに請求書を発注者に提出するものとする。

2 受注者は、契約金の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項を全て受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとする。

3 発注者は、第1項の請求書の内容が正当であると認めるときには、請求書を受領した日から30日以内に契約金を支払うものとする。

(法令遵守等)

第5条 受注者は、物件供給の履行における社会的責任を自覚し、誠実にこれを実施するとともに、法令及び鎌倉市契約規則(昭和39年6月規則第20号。以下これらを「法令等」という。)を遵守しなければならない。

2 発注者は、受注者の物件供給の履行に係る法令等の遵守の状況について確認するため、必要な報告を求めることができる。

3 受注者は、前項の規定による報告を求められたときは、発注者に対し当該報告を行わなければならない。

(監督、検査等)

第6条 発注者は、受注者の物件供給の履行状況について、随時に検査し、若しくは受注者から必要な報告を求め、又は物件供給を監督し、受注者に必要な指示を与えることができる。

(履行遅延の損害金等)

第7条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、受注者に遅滞日数1日につき契約金額に本契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率(以下「支払遅延防止法の率」という。)を乗じて得た額の損害金の支払いを請求し、受注者はこれを支払わなければならない。

(1) 受注者の責めに帰する事由により、発注者が指定する期日までに受注者が業務を開始しなかったとき。

(2) 受注者の責めに帰する事由により、契約期間内に業務が完了しなかったとき。

(危険負担)

第8条 物件供給において使用する機材等について生じた損害その他業務の履行に関して生じた損害は、受注者がその費用を負担する。ただし、当該損害のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(契約不適合責任)

第9条 発注者は、供給が完了した物件が種類、品質又は数量等に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、当該目的物の補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を求めることができる。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて契約金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 業務完了した目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 第1項の場合において、発注者が契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内に、受注者に通知しないときは、発注者は前2項の請求をすることができない。ただし、業務完了した目的物を発注者に引き渡したときにおいて、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(一括再委託の禁止等)

第10条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ、再委託する理由、再委託者の名称、住所、代表者、業務範囲、再委託に係る報酬を示した書面により発注者の承認を得なければならない。

3 前項の規定のうち、再委託者の名称、住所、代表者、及び再委託に係る報酬について、受注者と再委託者との契約等により開示できない場合は、その理由を示した書面により発注者の承認を得なければならない。

4 再委託者が業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、原則禁止とする。ただし、特別な理由がある場合は、前2項の規定による。

（発注者の損害賠償請求等）

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約金の10分の1に相当する額を違約金として納付することを請求することができる。ただし、実際に生じた損害が違約金額を上回る場合には、別途損害賠償請求することを妨げない。

(1) 供給が完了した物件に契約不適合があるとき。

(2) 第13条、第14条又は第17条の規定により本契約が解除されたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第3号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項に定める場合（前項の規定により第1項第3号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が本契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。

4 受注者は第1項の違約金又は損害賠償金を支払う場合には、本契約の契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づき財務大臣が定める割合による利息を付して支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第12条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第15条又は第16条の規定により、本契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（発注者の催告による解除権）

第13条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 受注者が正当な理由なく業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 受注者が契約期間内に業務を完了しないとき又は契約期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 受注者が正当な理由なく、第9条第1項の履行の追完がなされないとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第14条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、何らかの通知又は催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 受注者が本契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者が受注者としての資格がない者であることが明らかとなったとき又は資格がない者となったとき。
- (3) 受注者が所在不明となったとき。
- (4) 入札に関して談合のその他不正の行為があったとき。
- (5) 受注者が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 第15条又は第16条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、受注者、その代理人又は使用人が法令等又は本契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(受注者の催告による解除権)

第15条 受注者は、発注者が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第16条 受注者は、次のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 発注者の指示により仕様書を変更したため契約金額が原契約の3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者の指示により契約期間が原契約の2分の1以上短縮したとき。

(暴力団等排除に係る解除)

第17条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当すると認めるときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に生じた損害については、発注者はその賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月鎌倉市条例第11号。）第2条第4号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、同上2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年12月神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反したと認められたとき。
- (3) 受注者及び役員等（受注者が個人である場合はその者を、受注者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）、又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
- (4) 受注者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第3号までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (5) 受注者が、第1号から第3号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第4号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受

注者がこれに従わなかったとき。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 18 条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入（妨害（不法な行為等で、契約履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なもの認められないものをいう。）などをいう。以下この条において同じ。）を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(協議の申出)

第 19 条 受注者は、本契約について発注者と協議する必要があるときは、協議する内容、理由等を示した書面により発注者に申し出るものとする。

(契約内容の変更)

第 20 条 発注者及び受注者は、契約金額、契約期間、仕様書等本契約の内容を変更する必要があるときは、双方協議のうえ変更契約書を締結するものとする。

(完了検査等)

第 21 条 受注者は、物件供給が完了したときは、速やかに検査を受けるものとする。

2 発注者は、前項の届出があったときは、速やかに検査を実施するものとする。

(業務に関する情報等の保護)

第 22 条 受注者は、物件供給の内容、業務に関して知り得た個人情報等については慎重に取扱うとともに、他に漏らしはならない。本契約が終了し、又は解除された後においてもまた同様とする。

(情報セキュリティ)

第 23 条 受注者は機器等の作業を実施する際は、別紙「情報セキュリティの確保に関する遵守事項」に従わなければならない。

(協議事項)

第 24 条 本契約に定めのない事項又は発注者と受注者との間に生じた紛争若しくは疑義については、鎌倉市契約規則に定めるもののほか、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第 25 条 本契約に関する争いについては横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約を証するため本書を電磁的に作成し、発注者及び受注者が合意を証する電磁的措置を執った上、双方保管するものとする。

令和8年(2026年)5月12日

発注者 鎌倉市御成町 18 番 10 号  
鎌 倉 市  
市 長 松 尾 崇

受注者 藤沢市湘南台二丁目 17 番地の 9  
三峰無線株式会社西関東支店  
支店長 山根 学

議案第 5 号

鎌倉市行政手続条例の一部を改正する  
条例の制定について

鎌倉市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年（2026年） 6 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続法の改正の趣旨にのっとり、不利益処分を行うに当たり必要となる聴聞等の手続において、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における通知方法等を改めるものである。

## 鎌倉市行政手続条例の一部を改正する条例

鎌倉市行政手続条例（平成10年12月条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号、第3条第6号、第12条及び第13条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第14条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を市の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を鎌倉市公告式条例（昭和25年8月条例第1号）第2条第3項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市役所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第15条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第21条第3項中「第14条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第27条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第28条中「第14条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第27条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第14条第3項後段」を「第14条第4項後段」に改める。

### 付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の鎌倉市行政手続条例（以下この項において「新条例」という。）第14条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第21条第3項（新条例第24条後段において準用する場合を含む。）及び第28条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第 6 号

鎌倉市手数料条例の一部を改正する  
条例の制定について

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年（2026年） 6 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

神奈川県手数料条例の一部改正に伴い、神奈川県から委任を受けている開発登録簿の写しの交付手数料の改正を行うとともに、規定の整備を行うものである。

## 鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例

鎌倉市手数料条例(平成12年3月条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部都市調整部関係の款第110項中「又は附則第4項」を削り、同款第111項中「(法附則第5項において準用する場合を含む。)」を削り、同款第112項中「(法附則第5項において準用する場合を含む。)及び附則第5項」を削り、同款第113項及び第115項中「(法附則第5項において準用する場合を含む。)」を削り、同款第116項中「(法附則第5項において準用する場合を含む。)」を削り、「470円」を「560円」に改める。

### 付 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、別表市長の部都市調整部関係の款第110項から第113項まで及び第115項の改正規定並びに同款第116項の改正規定（「(法附則第5項において準用する場合を含む。)」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型  
保育事業等の保育料等に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料等  
に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年（2026年） 6 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

第 2 子以降の保育料を無償化とするため、規定の整備を行うもの  
である。

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料等  
に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料等に関する条例（平成27年4月条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考5中「政令第13条第1項第1号又は第2号に規定する保育認定子ども及び同表3の項から5の項までに該当する教育・保育給付認定保護者（当該教育・保育給付認定保護者の市町村民税所得割合算額が、57,700円未満であるときに限る。）に係る」を削り、同表備考6を削り、同表備考7中「前3項」を「前2項」に改め、同備考を同表備考6とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年9月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の別表第1の規定は、施行日以後に受ける特定教育・保育等（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第3号イに規定する特定教育・保育等をいう。以下同じ。）に係る保育料（鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料等に関する条例第3条第1項に規定する保育料をいう。以下同じ。）及び緊急一時預かり保育（同条例第6条の2第1項に規定する保育をいう。以下同じ。）に係る緊急一時預かり保育料（同項に規定する緊急一時預かり保育料をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に受けた特定教育・保育等に係る保育料及び緊急一時預かり保育に係る緊急一時預かり保育料については、なお従前の例による。

議案第 8 号

鎌倉市介護保険条例の一部を  
改正する条例の制定について

鎌倉市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年（2026年） 6 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

介護保険法施行令の一部改正により、令和 7 年度税制改正に伴う  
給与所得控除の最低保障額の引き上げによる介護保険料への影響を  
考慮し、令和 8 年度の介護保険料について、令和 7 年度の住民税非  
課税の被保険者を引き続き住民税非課税とみなすよう特例的に減免  
措置を行うため、減免手続に関する必要な規定の整備を行うもので  
ある。

鎌倉市介護保険条例の一部を改正する条例

鎌倉市介護保険条例（平成12年3月条例第31号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則に次の1項を加える。

（令和8年度分の保険料に係る減免手続の特例）

- 2 第13条第1項第5号に該当する者（市長が別に認める特別の事情に該当する者に限る。）に対する令和8年度分の保険料の免除については、同条第2項の規定は適用しない。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の鎌倉市介護保険条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

議案第 9 号

令和 8 年度鎌倉市一般会計  
補正予算（第 1 号）

令和 8 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 277,150 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 86,301,550 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の補正は、「第 2 表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

令和 8 年（2026年）6 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
55	国庫支出金	15,442,371	195,006	15,637,377
	5 国庫負担金	10,588,356	142,500	10,730,856
	10 国庫補助金	4,802,692	52,506	4,855,198
60	県支出金	6,075,443	4,750	6,080,193
	5 県負担金	3,661,047	4,750	3,665,797
75	繰入金	5,172,590	69,894	5,242,484
	5 基金繰入金	5,101,201	69,894	5,171,095
85	諸収入	991,024	7,500	998,524
	25 雑入	599,322	7,500	606,822
	歳 入 合 計	86,024,400	277,150	86,301,550

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	総務費	10,448,536	2,100	10,450,636
	5 総務管理費	8,803,717	2,100	8,805,817
15	民生費	33,755,518	211,461	33,966,979
	5 社会福祉費	15,888,348	1,859	15,890,207
	15 生活保護費	2,751,697	209,602	2,961,299
20	衛生費	8,652,209	26,328	8,678,537
	10 清掃費	6,143,034	26,328	6,169,362
45	土木費	12,669,832	35,463	12,705,295
	10 道路橋りょう費	1,224,696	△10,000	1,214,696
	20 都市計画費	5,368,437	45,463	5,413,900
55	教育費	10,435,397	1,798	10,437,195
	5 教育総務費	2,726,992	1,798	2,728,790
歳 出 合 計		86,024,400	277,150	86,301,550

第2表 継続費補正

1 変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
55 教育費	05 教育総務費	第一中学校 通学路法 整備事業	千円	5	千円	千円	5	千円
					0			0
				6	151,703		6	151,703
				7	197,317		7	197,317
			8	46,805		8	48,603	
			395,825			397,623		

### 第3表 債務負担行為補正

#### 1 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	補 期 間	限 度 額	補 期 間	限 度 額
指 定 収 集 袋 作 成 業 務 委 託 事 業 費	令和9年度まで	19,256 千円	令和9年度まで	28,991 千円

議案第 10 号

令和 8 年度鎌倉市下水道事業会計  
補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度鎌倉市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 下水道事業費用	7,189,602千円	48,532千円	7,238,134千円
第 1 項 営業費用	6,752,771千円	48,532千円	6,801,303千円

令和 8 年（2026年） 6 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇





報告第 3 号

交通事故による市の義務に属する損害賠償の  
額の決定に係る専決処分の報告について

令和7年(2025年)9月2日、鎌倉市西鎌倉一丁目13番10号先で発生した、総務部資産税課用務で稼働中の軽貨物自動車による交通事故に係る市の義務に属する損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和8年(2026年)6月3日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- |   |          |                                       |
|---|----------|---------------------------------------|
| 1 | 損害賠償の額   | 165,000円                              |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 鎌倉市由比ガ浜二丁目11番26号<br>鎌倉警察署交通課<br>小杉 宗谷 |
| 3 | 処分の日     | 令和8年(2026年)3月27日                      |

報告第 4 号

継続費の通次繰越しについて

令和7年度一般会計予算中、城廻市有地擁壁補強事業ほか7件について、継続費の支払残額を、別紙計算書のとおり令和8年度に通次繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告する。

令和8年（2026年）6月3日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

令和7年度鎌倉市継続費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	継続費の 総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度 通次繰越額	左の財源内訳				
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計				繰越金	特定財源			
											国(県) 支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
01	総務費	5 総務管理費	城廻市有地擁壁補強事業	701,060,000	350,530,000	0	350,530,000	346,599,000	3,931,000	3,931,000	3,931,000	0	0	0
20	衛生費	10 清掃費	名越中継施設整備事業	5,855,346,000	805,690,000	7,804,164	813,494,164	240,134,180	573,359,984	573,359,984	148,459,984	0	424,900,000	0
20	衛生費	10 清掃費	名越中継施設 法面整備事業	500,000,000	250,000,000	0	250,000,000	117,030,000	132,970,000	132,970,000	970,000	0	132,000,000	0
30	農林水産業費	5 農業水産業費	鎌倉地域漁業支援施設 防波堤整備事業	1,505,223,000	390,015,000	0	390,015,000	142,560,000	247,455,000	247,455,000	6,263,750	185,591,250	55,600,000	0
30	農林水産業費	5 農業水産業費	鎌倉地域漁業支援施設 護岸等整備工事監理業務 委託事業	26,588,000	6,588,000	0	6,588,000	0	6,588,000	6,588,000	1,647,000	4,941,000	0	0

令和7年度鎌倉市継続費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	継続費の 総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度 通次繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国(県) 支出金	地方債	その他
50	消防費	(仮称)雪ノ下消防出張所整備設計事業	円 120,219,000	円 36,066,000	円 0	円 36,066,000	円 30,800,000	円 5,266,000	円 5,266,000	円 5,266,000	円 0	円 0	円 0
55	教育費	第一中学校通学路法面整備事業	円 395,825,000	円 197,317,000	円 95,537,000	円 292,854,000	円 133,476,000	円 159,378,000	円 159,378,000	円 159,378,000	円 0	円 0	円 0
55	教育費	御成小学校旧講堂改修事業	円 889,053,000	円 222,263,000	円 0	円 222,263,000	円 0	円 222,263,000	円 222,263,000	円 46,788,500	円 76,774,500	円 98,700,000	円 0

報告第 5 号

繰越明許費について

令和 7 年度一般会計予算中、機構改革事業（庁用器具管理事務分）ほか17件について、別紙計算書のとおり繰越明許費繰越しをした。  
よって、地方自治法施行令第146条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年（2026年） 6 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

# 令和7年度鎌倉市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入特定財源	未収入特定財源				
						国(県)支出金	地方債	その他特財		
10	総務費	05 総務管理費	機構改革事業 (庁用器具管理事務分)	2,064,000	2,064,000	0	0	0	0	2,064,000
10	総務費	05 総務管理費	機構改革事業 (庁舎管理事務分)	4,608,000	4,608,000	0	0	0	0	4,608,000
10	総務費	05 総務管理費	機構改革事業 (事務管理事務分)	4,322,000	4,322,000	0	0	0	0	4,322,000
10	総務費	05 総務管理費	旧諸戸邸増築棟解体及び 防災対策工事請負事業	69,531,000	41,831,000	0	20,829,000	0	0	21,002,000
10	総務費	05 総務管理費	旧諸戸邸装飾等補修計画 及び耐震改修実施設計 業務委託事業	27,000,000	27,000,000	0	13,458,000	12,100,000	0	1,442,000
10	総務費	05 総務管理費	歴史的風致維持向上計画 (第2期計画)の策定支援 業務委託事業	9,120,000	9,120,000	0	0	0	0	9,120,000
10	総務費	05 総務管理費	機構改革事業 (情報化推進事業分)	16,720,000	16,720,000	0	0	0	0	16,720,000
10	総務費	15 戸籍住民基本台帳費	氏名の振り仮名法制化に 係る住民記録システム 一括作業委託事業	4,953,000	4,952,200	0	4,952,000	0	0	200
15	民生費	05 社会福祉費	地域密着型サービス等整備 助成事業補助事業	115,122,000	115,122,000	0	115,122,000	0	0	0

# 令和7年度鎌倉市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国(県)支出金	地方債	その他特財	
15	民生費	05 社会福祉費	円 7,710,000	円 7,710,000	円 0	円 7,710,000	円 0	円 0	円 0
15	民生費	10 児童福祉費	円 520,379,000	円 58,874,455	円 0	円 58,874,455	円 0	円 0	円 0
35	商工費	05 商工費	円 1,001,963,000	円 1,001,963,000	円 0	円 1,001,963,000	円 0	円 0	円 0
45	土木費	10 道路橋りょう費	円 64,350,000	円 64,350,000	円 0	円 0	円 57,900,000	円 0	円 6,450,000
45	土木費	20 都市計画費	円 45,296,000	円 45,296,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 45,296,000
45	土木費	20 都市計画費	円 7,920,000	円 7,920,000	円 0	円 0	円 5,900,000	円 0	円 2,020,000
45	土木費	25 住宅費	円 2,743,668,000	円 857,950,100	円 0	円 0	円 554,200,000	円 0	円 303,750,100
55	教育費	20 社会教育費	円 221,406,000	円 168,606,000	円 0	円 71,454,000	円 0	円 0	円 97,152,000
55	教育費	25 保健体育費	円 5,999,000	円 5,999,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 5,999,000

報告第 6 号

繰越明許費について

令和 7 年度国民健康保険特別会計予算中、機構改革事業について、別紙計算書のとおり繰越明許費繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第146条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年（2026年） 6 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

# 令和7年度鎌倉市繰越明許費繰越計算書

(国民健康保険特別会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国(県)支出金	地方債	その他特財		
5	総務費	5 総務管理費	機構改革事業	円 3,038,000	円 3,038,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 3,038,000

事故繰越しについて

令和7年度一般会計予算中、鎌倉市建築確認データベース等作成及び建築総合情報システム構築事業ほか1件について、別紙計算書のとおり事故繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告する。

令和8年（2026年）6月3日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

令和7年度鎌倉市事故繰越し繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 為額 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国(県) 支出金	地方債	その他		
45 土木費	05 土木管理費	鎌倉市建築確認データ ベース等作成及び建築総 合情報システム構築事業	161,348,000	0	161,348,000	0	161,348,000	103,675,000	0	0	0	57,673,000	本業務委託は、別途賃貸 借契約により調達する機 器への設定作業が含まれ ており、令和8年2月1 日までに物品を調達し、 同2月24日までに設定作 業を行う予定だったが、 当該機器が世界的なCPU 及びメモリの不足により サーバメーカー側での製 造・出荷に遅延が生じ、 予定していた期間内に業 務を実施できず、年度内 の業務完了が見込めなく なったことによるもの。
45 土木費	15 河川費	河川維持補修事業 (河川維持修繕工事 普通河川滝ノ川)	91,916,000	35,820,000	56,096,000	0	56,096,000	0	0	50,400,000	0	5,696,000	普通河川滝ノ川の護岸復 旧のために、川の底を掘 削し、ブロックを設置す る工事を実施していたと ころ、水の量が2月24日 に多くなり、当該工事を 行うために設置している 水替え用の仮設水路を越 流する量の水が続いたた め、工程通り進めること ができず、施工日数が増 加し年度内の業務完了が 見込めなくなったこと によるもの。

事故繰越しについて

令和 7 年度公共用地先行取得事業特別会計予算中、大塚川から新川への分水用地取得事業ほか 1 件について、別紙計算書のとおり事故繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により報告する。

令和 8 年（2026 年） 6 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

令和7年度鎌倉市事故繰越し繰越計算書

(公共用地先行取得事業特別会計)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国(県) 支出金	地方債	その他		
05 事業費	05 用地取得事業費	大塚川から新川への分水 用地取得事業	45,686,004	32,634,082	13,051,922	0	13,051,922	13,051,922	0	0	0	0	令和8年3月31日付けで 区分地上権設定登記を申 請した際、土地所有者の 住所変更登記がなされて おらず区分地上権設定登 記ができない旨説明が あったため。
05 事業費	05 用地取得事業費	大塚川から新川への分水 用地建物等移転補償金	43,779,668	29,753,027	14,026,641	0	14,026,641	14,026,641	0	0	0	0	当該補償金は、区分地上 権登記設定後に支払うこ ととしており、区分地上 権設定が令和8年度と なったため。

報告第 9 号

繰越額使用計画について

令和7年度下水道事業会計予算中、公共汚水ます設置業務委託事業ほか5件について、別紙計算書のとおり繰越しをした。

よって、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和8年（2026年）6月3日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

令和7年度鎌倉市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越 要するたな 資産の購入 度	額 を卸 入 限 額	説 明
						国(県)支出金	地 方 債	損 益 勘 定 留 保 等				
4 資本的支出	11 建設改良費	公共汚水ます設置業務委託事業	14,800,000	2,457,950	12,342,050	0	11,700,000	642,050	0	0	発注の準備段階で予定していた期間内に機材の手配が困難であるとの連絡を受け、年度内に業務を完了することが不可能となったため。	
4 資本的支出	11 建設改良費	公共下水道(雨水)築造事業(土腐川第2排水区)	33,000,000	0	33,000,000	0	31,300,000	1,700,000	0	0	神奈川県が令和9年度に延期されることに伴い、本市の工事内容も変更となり、接続先である横浜市との再協議が必要となったことから、年度内に工事を完了することが不可能となったため。	
4 資本的支出	11 建設改良費	山崎浄化センター処理場改築工事業務委託事業(中央監視設備)	86,000,000	0	86,000,000	25,300,000	57,800,000	2,900,000	0	0	中央監視設備を構成する半導体部品の調達に時間を要し、年度内に業務を完了することが不可能となったため。	

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る 要資産の購入 度	繰越額を卸 したな 限額	明 説
						国(県)支出金	地 方 債	損 益 勘 定 留 保 等 資 金				
4 資本的支出	11 建設改良費	山崎浄化センター処理場 (再構築) 実施設計 (詳細設計) 業務委託事業	99,680,000	0	99,680,000	34,700,000	60,200,000	4,780,000	0	0	0	本件とあわせて実施する「山崎浄化センター処理場改築実施設計業務委託事業」は、設計条件の再検討を行う必要が生じたことから年度内の業務完了が不可能となり、あわせて実施する本件についても、年度内に業務を完了することが不可能となったため。
4 資本的支出	11 建設改良費	七里ガ浜浄化センター 耐震化設計業務委託事業	143,000,000	0	143,000,000	30,000,000	81,300,000	31,700,000	0	0	0	令和7年(2025年)9月12日付けで国土交通省から「下水道施設の耐震・耐津波対策について」の通知があったことから、設計条件の再検討を行う必要が生じ、年度内に業務を完了することが不可能となったため。

令和7年度鎌倉市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越たな 要する資産の 購入限度額	説明
						国(県)支出金	地方債	損益勘定留保等 資金			
4	資本的支出	11 建設改良費	円	円	円	円	円	円	円	円	令和7年(2025年)9月12日付けで国土交通省から「下水道施設の耐震・耐津波対策について」の通知があり、設計条件の再検討を行う必要が生じ、年度内に完了することが不可能となったため。(令和6年度からの繰越明許費予算及び令和7年度予算)
		山崎浄化センター処理場改築実施設計業務委託事業	156,530,000	0	156,530,000	74,000,000	66,600,000	15,930,000	0	0	